

---

令和5年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和5年9月5日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

令和5年9月5日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第48号、議案第42号、議案第43号から議案第47号、議案第36号)

日程第3 議案の委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第48号、議案第42号、議案第43号から議案第47号、議案第36号)

日程第3 議案の委員会付託

---

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めておはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、前日に引き続いて一般質問を行います。

それでは、質問を許可します。2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） おはようございます。2番の高木です。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず、今年の夏の大雨の被害で市民の皆様、事業者の方々、そして農林業に携わるの方々、被害に遭われた方がうきは市内にも大勢おられます。心よりお見舞い申し上げます。そして、うきは市役所の方々、消防防災関係で昼夜にわたって活動をしてくださった皆様、社会福祉協議会の

方々、そしてボランティアの方々、中には本当に市外から駆けつけてくださった方々もおられます。そういった皆様には心より感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず大きな1番、ふるさと納税及びうきはブランドに関する情報発信についてを質問させていただきます。

平成に創設されたふるさと納税制度ですが、この令和の時代になりましても年々申込み数と寄附額が増えております。地方自治体の財政的に見ますと、ふるさと納税は基準財政収入額に算入されないことから、地方交付税が減少することはなくて純粋な収入増となるわけで、民間的に言うならば、本当に市の財政としては貴重な収入源であると思います。農産品ですとか、観光資源の活用、それと近年、こちらのほうでも多発している大規模自然災害の被災地支援など、地方振興と併せてローカルにおいて非常に成果を上げている、これは皆様御承知のとおりだと思います。

ここでちょっとお手元に配付させていただきました統計データ、こちらが総務省ページのほうから抽出したデータになります。資料のほうを御覧ください。

うきは市も平成元年の3億4,600万円弱から、令和2年には4億円を突破しまして、令和3年には4億3,500万円弱と伸びており、件数もこのように増加をしております。この間はちょうどコロナ禍ということで、恐らく巣籠もり需要も大きかったのだらうと思います。令和4年度分に関しては、こちらは恐らく市民の皆様にも後々御覧いただくことはできるかと思うんですけども、せんだって頂戴いたしました実績報告書から読み取りますと、4%台の減少となっております。原因については、既に所管課のほうで分析をしておられます。それはそのとおりなんだろうなというふうに受け取っております。

一方で、ニュース等で、もう皆様御存じかと思うんですけども、返礼品競争、こちらのほうは本当に過熱していると思います。返礼品額の基準、こちらのほうが寄附額の3割までになっているということですか、原則として地場産品に限るというようなことですか、昨今では大都市圏からの住民税流出も報道に取上げられておりました。杉並区、世田谷区、横浜市、川崎市、こういったところからの住民税の流出ということで、逆にそちらの自治体のほうからかなり報道ソースにはなっておりました。やっぱり受益者負担の観点から言うと、そこもまたすごく複雑だなどというふうに思う気持ちもございます。けれども、やっぱりうきは市というのはそういった都会に若者たちを送り出してきたような町です。やはりそういったうきは市で農産品や加工品、観光ですとか、旅行ですとか、ローカルの生産者の方々が、あるいは事業者の方々が何らかの形で関わっている返礼品であるならば、返礼品を通じて地域への経済波及効果をもたらしていただくというのは、私どもうきは市にとってはすごくありがたいことだなというふうに考えております。

最近の傾向です。お配りした資料のほうで、2ページ、3ページのほうで、実際、返礼品を受け取られているような、そういった方々がどのような感触をお持ちでいらっしゃるか。こちらは楽天インサイトが全国を調査エリアとして1,000サンプルで実施されているデータです。寄附先との関係性、ふるさと納税をきっかけとして関心が高まったこと、あるいはふるさと納税に対して改善を希望することなど、こういったことがリサーチをされています。返礼品を目標に寄附活動をされるのは当たり前といえば当たり前なのですが、寄附先の自治体にもともとつながりがなくてもふるさと納税を通じて興味関心をお持ちいただいたりですとか、あるいは寄附金の使い方、意義を感じる、そういった方々が一定数の割合でおられるということがこちらの表からお分かりいただけるかと思います。

ふるさと納税のポータルサイトですとか、あるいはふるさと納税の先進地と言われる長崎県平戸市などの取組を各サイトのほうで拝見しましたら、ベースとも言える幾つかの柱がございました。財源確保ですとか産業振興、これはもちろんなんですけれども、やはり強くうたってらっしゃったのがファンづくりです。恐らく全国津々浦々、自治体ごとにここにかかるマンパワーの比重が異なるんじゃないかなというふうに思っています。私、やっぱりもともとすごく一般市民的な目線で見っていたので、制度の当初の要点である、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域とか、御縁がつながった地域とか、これから応援したいなと思える生産者、事業者がおられる地域として選んでいただきたい。やっぱりここは大事にしていきたい軸なのかなというふうに思っております。

以上を踏まえて、通告書に記載した質問に関して御説明をさせていただきますと、小さな質問1と2は、資料の4ページと5ページに掲載しているようなプロジェクトに関することとなります。こちらは、出典はふるさとチョイスのガバメントクラウドファンディングページです。

全国各地で学生たち、あるいは若者がメインパーソンになって地場産品を活用した商品開発を行ったり、学生ならではの視点で地域の魅力を学んでイベント企画とかをコンテンツとして立ち上げて、ふるさと納税に取り上げている自治体がございます。またサイトのほうで一通り目を通していただきたいと思うんですけれども、どのコンテンツも学生たちですとか子供たちが活躍するための何がしかの余白といいますか、自治体側が若者たちのためのフィールドをつくってあげてるといふことなのかなというふうに感じたところです。

私は夫が農業をやっている関係で、これまでも例えば大学生の方々とか、高校生の方々をうちの農場で単発で、長いときでも1か月ぐらいの単発でコラボしたプロジェクトとかも経験をさせていただいたんですけれども、基本的にはそういったプロジェクト、今までも単年ごとなんですよね、すごくもったいないなと思っております。年次ごとに立ち上がっては、それがもうまたその年次で終了してしまう。報告して終わり。それだと結局、若者たちのほうにも残らない、我々

農業者、あるいはほかの事業者もそうだと思うんですけども、単発のプロジェクトというのはもう打ち上げ花火とあまり変わらないんじゃないかなと思っています。これを例えばふるさと納税という1つのスキームの中に関わるようなプロジェクトですとか、そういった形で御検討いただけないだろうかというの、この1番と2番の質問になります。

学生側、あるいは若者側にとって、育った町とか産業を知る、誇りを持っていただくきっかけづくりとか、あるいは学生とかサポートする農業者とか事業者が技術やマーケティング、ノウハウ、こういったものも蓄積されるのが期待できるのかなと思います。あと、やっぱりプロの仕事と出会うということ、これがうきはで育った子供たちですとか、うきはに関わってくれた子供たち、学生たちのモチベーションアップにつながってもらいたいなというふうに思います。今の子供たち、比較的受け身な子がすごく多いかなと思っているので、こういったところで子供たちが自分たちで考えるとか、自分たちでつかみ取るとか、そういったマインドを持っていただけるような仕掛けができないのかなと思います。

それと地域側から見ると、うきは市の現状を見ますと、実は高校卒業後じゃなくて、もう中学校卒業後に、割と地域との関係性が一旦分断されてしまうお子さんが多いんじゃないかなと思います。なぜなら市外の高校に通学する子供たちが多いからです。そこを、できたら関係性を継続するとか、再構築するような、そういったきっかけにもならないかなと思いますし、その子供たち、若者たちの保護者の方々が地域の魅力に対して誇りを持つような、そういったきっかけにならないかなと思っています。

以上で、小さな質問1と2になります。

市民や事業者と一緒にふるさと納税や返礼品を考える機会について、どのように考えるかお伺いをいたします。この場合の市民には、学生とか若者たちも含めたところでお尋ねをしたいと思います。

それと2番は、事業選択型寄附です。こちらは、今現在、うきは市も活用はしておりますけれども、現在の動き、それと来年度以降へ向けた、今現在、把握しておられる課題をお伺いしたいと思います。

あと、小さな3番は、制度の運用に関するQ&Aについては、基本的には全国的な課題が出るために、その度に総務省のほうで改定等がなされて、全国的にもリリースをされておりますけれども、これに関する質問です。

私は、ふるさと納税のよい点としては、これまでネットショップとかにチャレンジをしてこられなかった生産者とか事業者がB to Cの取引にチャレンジするハードルが限りなく低い、これがすごく大きな利点だと思っています。やっぱりふるさと納税のスキームというのが基本的には返礼品の御提供者にはリスクが非常に低い、そういったツールだからです。こういった返礼品の

提供者にうまくステップアップしていただきたい、チャレンジとして活用していただきたいし、皆さんにステップアップ、チャレンジしていただくためのフィールドづくりをやっぴりうきは市の名前で窓口を開いているわけですから、当然そこは力を入れるべきところなんじゃないかなと思っております。

そこで、(3)です。今後の本市ならではの返礼品の開発、選定、管理及び広報について、どう考えておられるのか伺いたします。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、ふるさと納税とうきはブランドの情報発信について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目のふるさと納税や返礼品について、市民や事業者と考える機会をどのように考えているのかという御質問でありました。

うきは市におきましてもふるさと納税制度が開始された平成20年度より、本制度を活用して全国の皆様から多くの御寄附をいただいております。令和4年度のふるさと納税額は4億1,636万9,000円となりました。また、100者を超える市内事業者の方々に御協力をいただきまして、寄附者の方へ返礼品を発送しております。御質問にありましたふるさと納税や返礼品を市民の皆様と一緒に考える機会につきましては、特段設けてきておりませんが、市内事業者の方々ににつきましては、返礼品を提供したいという御相談があれば、随時、制度を説明しながら返礼品の提供に向けた協議や支援を行っております。

ふるさと納税の返礼品は、寄附者の方に対してお礼に相当する品であり、全国の方に「うきはブランド」をPRする重要な位置づけであるとともに、市内事業者にとっても重要な販路の1つであると認識をしております。したがって、返礼品提供事業者の方々と協議や支援につきましては、今後も引き続き協議をしていきたいと、このように考えております。

2点目の「事業選択型寄附」や「ガバメントクラウドファンディング」の活用について、現状と来年度以降の課題について御質問をいただきましたが、事業選択型寄附とは、ふるさと納税を募集する際に寄附を財源として実施する事業を明確にし、寄附者が寄附充当事業を選択できるようにするものと理解をしております。総務省が令和5年度に実施した現況調査によると、ふるさと納税を選択制にしている団体のうち、寄附を充当する分野を選択できる団体の割合は、うきは市を含め93.9%であり、具体的な事業まで選択できる団体の割合は24.1%となっております。

次に、ガバメントクラウドファンディングとは、自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納

税の寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みを指すもので、ふるさと納税を扱うポータルサイトの事業者が商標登録した名称と承知をしております。

うきは市では、平成29年度にガバメントクラウドファンディングを1件実施いたしましたが、残念ながら目標額に至らなかったことから、その後、ガバメントクラウドファンディングは実施をしておりません。現在、うきは市が抱える課題も変化をしており、ガバメントクラウドファンディングに再度挑戦することも考えられますので、御指摘のような方法を含めて、今後検討していきたいと、このように考えております。

3点目の「本市ならではの返礼品」の開発、選定、管理及び広報についての御質問であります。返礼品につきましては、総務省が定める「地場産品基準」に従い、一部の福岡県共通返礼品を除いて全てうきは市ならではの返礼品であることが求められており、うきは市も基準にのっとった対応をしております。

うきは市における返礼品の開発や選定、管理、広報につきましては、業務委託を締結する一般社団法人うきは観光みらいづくり公社が一括して事業を行っておりますが、業務の遂行に当たっては事前に市と十分協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施することとしております。よって、議員御指摘の「本市ならではの返礼品」の開発、選定、管理及び広報につきましても、一般社団法人うきは観光みらいづくり公社等と協議をして強化を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

今の市長の御答弁の中で、基準にのっとりということ御説明をいただいたんですけども、私がうきはのふるさと納税のサイトを確認した限りでは、市民の皆様、事業者の方々ですとか、農林業者の方々がこの基準を取りに行けるページの掲載が特に見当たらなかったんです。恐らく窓口ですとかお電話、メール等で御相談をいただいて初めてアクションが起こせるような体制になってしまっていないかなと思います。

例えば移住してこられて、うきは市内で創業、開業、企業された方々は、正直どこをどう取りに行ったらいいか、恐らくうきはブランド推進課のほうにお問合せ、お尋ねはされるんでしょうけれど、ちょっと二度手間になってしまうし、タイムラグが生じてしまう。我々世代であれば、やっぱりネットである程度データ抽出して、データをそろえた状態で御相談に行ったほうが非常にスムーズに動けるかなと思うので、その辺りは所管課の方、観光公社の方等も含めて御相談をいただけたらなと、そういった体制づくりを進めていただけたらなというふうに思います。

それともう1点は、私、先ほどこちらの学生ですとか、若者にどういった形でスキームに取り

組んでいただける余白がつかれるのかちょっとお尋ねしたかったんですけれども、その辺りはどういうふうにお感じになっていらっしゃいますか。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課、手島でございます。

うきはブランド推進課では、これまでそういった学生の方々とフルーツを使ったスイーツの開発とか、そういったことを今までやってきております。そこの取組につきましては、産学官連携ということで、うきは市で取組をしてきたわけなんですけれども、一定、PRなどの効果があったというふうには認識しておりますけれども、先ほど単発という御指摘もいただいたところではあります。いろいろな相手先との関係で、その年度に行う事業については先方のほうとお話をしながら今までやってきたところがございます。なかなか継続的な取組ができてないということでございますけれども、今、浮羽究真館高校の生徒もお話をしてくれておりますので、担当の先生とまたそういった継続できる事業についても含めまして、今後、取組をしてみたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

究真館の生徒との意見懇談会のときに、過去の究真館とのコラボ事業とかが、やっぱり学生たちから見ても何か単発で終わっているというか、ニュアンスとして。単発で終わってる。そのときは周知されるけど、その後、結局それが収束していってしまうというようなニュアンスのお話をしておられました。ということは、学生のほうでもやっぱりその辺りは課題意識が終わりになるんじゃないかなと思うところです。せっかく種をまいてるのに育てないというのはすごくもったいないので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思っております。

それと、もう1回確認なんですけれども、例えばお隣の久留米市のほうでは、事業者からきちんとアプローチできるような、そういうフォーマットがあって、そういうルートもあるんですけど、今だと例えばサイト上にそういった項目がないので、逆に観光公社のスタッフの方も、やはりそちらのほうもお手間がかかっているんじゃないかなというふうに思います。費用面でもスタッフの方々の人手の部分においても、やはりそこ1つ作るだけでも大分改善はされるのかなと思うんですけれども、大分細かいところのお尋ねになってしまって申し訳ないんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。



○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員御指摘のインターネット等でふるさと納税の返礼品業者に対して返礼品の出品を促すようなホームページのお知らせ、またはその返礼品の基準を定めたものを掲載しておられる各市町村のことは承知をしております。

うきは市のほうにつきましても、今、公社のほうに委託をしております、営業で公社またはうきは市の私の課のほうに営業に行くこともございますし、業者のほうからお声掛けをいただくこともございますけれども、議員御指摘のとおり、インターネットでそういった基準をしっかりと載せることも大事かと思っておりますので、参考にさせていただきながら取組をしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

そういった基準ですとか、そういった部分を明確化することで、うきは市、あるいは観光公社としての姿勢を明示することになるかと思えます。そういったしっかりした基準に基づいて商品を出しているというのは、当然、返礼品を受け取られる方々、そして提供する事業者の方にとっても、うきは市はこういう姿勢で臨むんだということが非常に分かりやすくなるのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

例えば加工品1つ取っても、もう食品衛生法、この数年でかなり改正が重ねられております。コロナ禍で保健所の抜き打ち検査とかも一定期間されてなかったわけですが、恐らくそこまで人員が回らなかったののでしてこられてない部分がありますけれど、もうアフターコロナになって、そういった活動もまた始まってくると思えます。別にそれが悪いわけではなくて、やっぱりブラッシュアップするためには必要な動きだと思いますし、それに十分応えられる商品をいかにうきは市内の事業者に届けていただくかというのも、それを支える、バックアップできるような姿勢を整えるというのも市として大事な姿勢なんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それと一市民の目を見たときに、ふるさと納税がやはり、とにかく寄附取りに行くぞとか、金額を上げるぞというところが主軸になってしまうというのは、ちょっとさみしいというか、やっぱり関係する方々のモチベーション維持としてはちょっと難しいものがあるんじゃないのかなというふうに思えます。ある程度やっぱり商品が育てば、各事業者、自力で動かし始めることができるので、そういう商品と一緒に育ててもらおうというのがやっぱり自分たちも協力しようとか、自分たちも一緒になって考えようとか、そういった意識の醸成につながると思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。何かありましたらよろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、商品開発については重松副市長が一生懸命いろんな取組をしていますが、ちょっと副市長からも答弁をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 御意見いただきまして、ありがとうございます。特に反対する気持ちは一切なく、そのとおりだと思っております。

今、御紹介しますと、我々がふるさと納税を始めた大きな理由としましては、御存じのとおり、市内事業者様たちの売上げを上げることというのを第一に考えております。市内の事業者様向けには、年に1回、担当のほうの説明会を開いておまして、新規に参加する方も既存の方についても新しい制度の改正とか、そういったものをきめ細やかに説明をさせていただいております。

また、商品開発につきましても、新しい商品をやっぱり御提供をお願いしたいというようなこともその場でもお願いしておりますし、新たなチャレンジということで道の駅、そういったところを中心に外部のアドバイザーも入れて取組を今年始めたところです。

議員御指摘のようなところは、これからもどんどん進めていきたいとは考えておりますので、ぜひ担当部署のほうにもそういった御意見いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

やはりふるさと納税もしかり、今おっしゃっていた道の駅もしかり、うきはの事業者、やはり中小のところが多いですし、特に若い方々が立ち上げられたところはそういった整備とかも、まだ設備とかも整っていない、これから育っていくような事業者が多いので、ぜひバックアップを続けていっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、大きな質問の2番のほうに移らせていただきたいと思えます。今後の小学校区の在り方についてです。

こちらは、今年の6月議会の際に浮羽中学校老朽化に関する質問をさせていただき、市長からは、将来を見据え、長期的、広域的に在り方をしっかり考える必要がある。建て替えも視野に入れ、基本的構想を描きながら検討をするという御答弁をいただきました。そちらに連動した質問になります。質問の前提を御説明いたします。

これまでも学校が地域コミュニティの中で非常に重要なファクターであったということは、私自身、承知をしております。しかし、うきは市でも人口減少というのが進んでおります。

1947年から1949年にお生まれになった第1次ベビーブーマーの方々がもうすぐ全員、後期高齢者になられます。そして私自身、その年代に該当するんですが、第2次ベビーブーマーの女性は、この世代はほぼ皆さん、もう出産を終えられています。ということは、今後、急激に出

生数が増えるということはありません。子供全体の母数というのが減少していくというのは、もう明確に予想されております。

そんな中で子供たちがいかに友達と呼べる同世代、同学年というわけじゃないですよ、同世代の子供たちと出会える状況をつくれるのか、その子供たちが大人になったときに少年少女時代の思い出をそのお友達たちと共有できる環境であったり、状況であったりというのをつくってあげられることができるのか。そのためには私たち子育て世代がどういった環境を整えてあげたいのかというのを、母親の友人たちとすごく話をすることがあります。

私はやっぱり今のこの少子化の社会状況とかを踏まえますと、今の私たちの子育て世代で決断するのが、やっぱり今の責任なんじゃないかなというふうに思っております。国のほうでは、令和の時代に対応した新しい時代の学校施設の在り方と推進方策についてという形で議論が進められています。御存じかと思います。新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についての報告も公表されておりますし、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置に関しても目安というのが提示をされております。子供たちの健やかな成長のためには、学校小規模化の影響というのが各自治体のほうでも課題として抽出をされています。県によっては、県の教育関連のサイトに掲載もしておられます。人間関係の固定化ですとか、多人数でやるようなものの、そういったことに触れる機会の喪失ですとかもそういった課題には含まれておりました。

うきは市の総合戦略のほうを、第2次総合戦略のほうも見ました。掲げられていたのが、2040年におおよそ2万1,000人という数字が上げられておりました。まち・ひと・しごと創生本部のほうで社人研の推計人口のほうがもっとシビアな数字が出ていたかと思えます。1万8,979人です。そうすると、やっぱり3万人いた時代の学校というのを維持し続けていくということは、市の財政的にも厳しいだろうなというのがもう正直なところですよ。市としての予算が限られているわけで、子供関連予算の中でこれからの時代に重要なことというのが、私はやっぱり施設の数なんだろうかというのをすごく思うところです。ハードのところよりもやっぱり子供たちが気の合うお友達と出会うチャンスが多いとか、子供たちが楽しくて、実りのある子供時代を過ごせる環境を整備できるかどうかというのがすごく大事なんじゃないかなと思っております。その環境整備というのは学校だけではないですよ。子供たちの日々の暮らしぶりのことを考えますと、学童施設だってそうですし、以前の、昨年度の一般質問のときに一部言及させていただきましたけれども、今現在、本市には整備されていない児童館ですとか、若者向けの施設もやっぱりそういった環境整備の中に含まれると思っております。

そういった環境整備するためにはいろいろな予算について増額や見直しとか、付け替えとか、ちょっと私も財政的な用語がまだ詳しくないのであれなんですけれど、必要なんだとは思いますが、一方で全ての学校施設をこのまま維持し続けるのは、やっぱり非常に難しいんだろ

うというふうに受け取りました。そこで大きな質問の2番になります。

今後の小学校区の在り方についてです。人口減少及び少子高齢化が進むうきは市において、教育関係所管課だけではなくて、市全体の総合的な計画の中で学校再編というのが非常に重要なテーマだというふうに考えております。市長がどのようにお考えになるのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、今後の小学校区の在り方について、少子化が進む中で学校再編をどのように考えるのかという御質問をいただきました。

我が国の人口減少、とりわけ出生率の低下は深刻な問題であり、厚生労働省がまとめた令和4年の人口動態統計では、出生数は7年連続で減少となり、過去最少だった令和3年を4万875人下回る77万747人と、初めて80万人台を割り込みました。

うきは市における令和4年度の出生数は161人で、10年前である平成24年度の238人と比較しますと77人減少しております。そのため、少子化対策は最も重要な課題であり、子育て支援や定住促進施策など、毎年度新たな施策を取り入れて、その充実を図っているところではありますが、出生数の減少になかなか歯止めがかからない状況であります。

したがって、今後の児童数は減少してまいることから、小学校区の在り方につきましても重要な課題であると認識をしております。詳細につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 少子化が進む中での「学校再編」についての御質問ですが、議員も質問の中で触れておりましたが、平成27年1月27日付で文部科学省から出されました、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によりますと、公立小学校の適正規模について、望ましい学級数の考え方としては、小学校では全学年でクラス替えが可能で、集団の中で様々な考え方に触れ、多様な人間関係の中で切磋琢磨しながら社会性を身につけていくためには、1学年2学級以上、全校で12学級以上が望ましいと考えられております。

うきは市における児童数の現状と推移を見ますと、令和元年度は1,554人でしたが、令和5年度は1,432人で、122人の減少、5年後の令和10年度は1,155人と推移しており、この10年間で400人の減少が見込まれております。

また、学級数では令和元年度から引き続き全学年が2学級以上の学校は、千年小学校と御幸小学校の2校、一部の学年で2学級の学校は、吉井小学校と福富小学校の2校、全学年1学級の学校は、江南小学校、山春小学校、大石小学校の3校です。

この傾向は児童数の推移から見ても、今後5年後の令和10年度まで続くと予想をされます。

そのため、今後の学校編成につきましては、小規模校の学校規模に起因するメリットやデメリット、その他施設の改築や通学に関する事など、総合的な観点から検討を行うことが重要であると考えております。市内全ての児童が平等かつ質の高い教育を受けられるために、保護者や地域の皆様と共通理解を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

私自身は母親として学校単体で考えるよりも、子供を取り巻くうきは市内の環境全体、予算どうしても決められてると思うんですよね。その中で、先ほども申し上げましたとおり、学童も大事だと思いますし、学校以外の子供たちの居場所づくりというのもやはり同じように大事だなと思っています。学校ももちろん大事なわけですけど。じゃあ学校に対して求めることというのが、私はやはり友達と出会う場であることです。勉強は正直、どこでだってできると私自身は思っています。

友達と出会うというのがやっぱり実際、子育てをしていて、気の合う友達というのが出会えるチャンス、どれだけ提供できるのかなって思うんです。大人になって、いざ思うと、やっぱりあの子と仲よかったなとかって思い出せる子供たちってすごく限られてると思いますし、そういったお友達と出会うきっかけをいかに提供してあげられるだろうというのをすごく考えるところがあります。

姫治、妹川、小塩の各小学校の子供たちが御幸に来たときに、保護者の皆さんにどうやったかというふうにお話を伺ったことがあるんですけど、やっぱり中1ギャップを心配しなくてよくなったのがすごく親としてはありがたかったというお声をいただいたりですとか、あるいはもうやっぱり保育所ときに仲よかったお友達と学校でそのまま仲よく過ごせているので、親としてはすごくありがたかったとか、そういったプラスのお声をいただくことが非常に多かったんです。あと、保護者的な立場で言いますと、PTAの負担が非常に少なくなったというお声をいただきました。これも本当に正直な御感想だろうなというふうに思いました。

恐らく先ほど、これから話合いとか、検討とかを進めていくというふうにおっしゃっておられましたけれども、その3校が御幸小学校に統合するときというのがすごくお話の展開が急だったという保護者の方のお声が多かったんです。その前提条件をつくるといいますか、例えば提示するケースをつくるにしろ、その前にもきちんと話合いをしていただけるのだろうかというのがあります。これはほかのお母さんたちとお話ししたんですけども、やはり少子化がもう事実として分かっているのだから、正直なところでお話をさせていただいて、どういったケースが想定されるのかというのをある程度早い段階で御提示をいただいたほうがいいんじゃないかというお声がありました。

うきは市の公共施設等総合管理計画の中では、御幸小学校、次いで浮羽中学校が古かったわけですが、今現在も複数の学校の劣化状況評価でC判定ですとかD判定というのは見受けられるわけです。やっぱり予算の集中化をすることでハードとしての学校施設を魅力的にさせていただくということと、それと教育ですね、うきは市外から移住を御検討されたときにもそうなんですけれど、子供が安心して、安全に、なおかつ楽しく学校生活を過ごせる環境づくりというのをぜひ市民の方々も含めて話し合いをして、時間をかけて丁寧に協議をしていただきたいなというふうに思います。

市全体の総合計画の中で子育てというのは、ひょっとしたら人数のパイから言うと少ないのかもしれないんですけども、市の町の在り方を市民の皆様へ提示する上で、私はすごく大事なファクターだというふうに思っています。そこはもう本当に長きにわたって、将来にわたることであります。今現在、リアルの子育て世代の方々、若者世代の方々が主軸となって、時間をかけて丁寧に話し合っていたいただきたいなというふうに思います。ほかの自治体も、大阪市の港区とかはもう五、六年、協議の場に時間を費やされています。前提条件を整えるためだけでもそれぐらい時間をかけておられる自治体もあります。この辺り、時間のかけ方ですとか、どういうふうにお考えでしょうか。ちょっと言葉が出てこなくてすみません。難しくて、すみません。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁の中で我が国全体の出生数について、具体的に数字を挙げて申し上げました。考えてみますと、昨年度が80万人を割れたわけなんですけど、我々の世代というか、昭和24年生まれの方が何と270万人お生まれになってますから、270万人に対して77万人ということですから、いかに出生数が減ってるかというのが分かります。

そうすると先般、新聞でも大きく報道してたんなんですけど、今年、令和5年1月から6月の上半期で出生数が最小の37万人になっていると。これは年間70万人割れが早まるおそれがあるという大きな見出しがついておりました。それと併せて、やはりうきは市の中の出生数についてもなかなかやっぱり厳しいということでもあります。

そういう環境の中で、今、議員御指摘のように、やはり子供たちが学校でクラス替えができるような環境であったり、もう場合によっては、今、小中一貫校という話がいろいろ取り組みされてるんですけど、もっと幅広い世代と学校の中で触れ合う環境も重要だと思います。それから、教育の中で学力の向上もさることながら、社会を生き抜く力ということも求められています。そうすると、地域の皆さん、地域のコミュニティの皆さんと子供たちが学校の環境で触れ合うことも、これはすごく重要なファクターじゃないかなと、このように思っています。

ぜひ、議員のほうからそういう強い御指摘もありましたので、近いうちにしっかりと、内部だけではなくて、いろんな保護者の皆さんも含めたところの何か検討する場が設けられたらいいなと、

このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

私はちょっと市外からの転入者なのであまり強くは言えないんですけど、大人世代の方々にとってはやっぱり幼い頃の郷愁であったり、学校というのは地域としての心のよりどころであったりということをお考えになる方々もおられるというのは、もう重々承知しております。いわゆるレガシーという側面もひよっとしたらあるかもしれないなというふうに思っております。

ただ、やっぱりこれからうきは市に暮らして育っていく子供たちと、その子供たちを育てている親御さんにとって、やっぱりよりよい方向、よりよい子育て環境、よりよい子供たちにとっての学びの環境づくりがしていただけたらいいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。教育長からも何かあったらよろしく願いします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほど市長の答弁にもありましたが、私たちとしましても、うきは市の子供たちにとって望ましい教育環境はどういう教育環境なのかということは今、分析をしているところでございます。

例えば先ほどの答弁の中にも御紹介をしましたが、市内の小・中学校の児童・生徒数の推移、それと学級規模、学級数の推移、議員もおっしゃいましたが、小規模校のメリット、デメリット、デメリットだけではありません、小規模校のきめ細かな指導ができるという、そういうメリットもありますし、デメリットとしまして集団で行う教育活動が非常に難しいだとか、そういうデメリットもありますけれども、それもうきは市におけるメリット、デメリットがどういうものがあるのかということも分析をしているところでございます。

そのほか、具体的にこれからのうきは市の学校を、あらゆる可能性を探るという意味で、8月に先進校視察なども行っております。そのことを少し触れさせていただきたいと思っております。学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

これからの学校の編成に当たって、いろんな観点からという目的で視察を行っております。2つ行いましたけども、1校としては小中連携校、それから地域コミュニティの併設、それを踏まえた学校として舞鶴小・中学校と舞鶴公民館を視察しております。また、小中一貫校、それからそれに付随する交流センター、それが併設されている飯塚の飯塚鎮西校、この2校を教育長をはじめ私ども行政のほう、それから生涯学習課、それから教育委員会の委員を含めて、また学校の校長先生や教頭先生——中学校ですけども、それを含めて視察を行っております。

また、こういった視察も含めて、今後、どういう形がいいのかというのを協議していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

せんだって6月のときに、一例としての小中一貫というところは私も触れさせていただいたわけですけど、施設を別々にというケースでもそれはできることですし、形としては柔軟な着地を目指せるような事例だということ把握しております。そういったところも含めて先進地視察をしていただけてるようなので、それは1つ安心をいたしました。

ただ、最終的な提示をいただく前に、ぜひそのお話し合いの場に該当地域の保護者の方、やはりそれぞれ立場ですとか、見方の角度が違えば、また別の御意見等もあるかと思しますので、そういった皆さんのお声を併せた形での協議の場づくりとかに臨んでいただけたらなというふうに思います。

恐らくこのテーマを投げかけるのが、ひょっとしたら早いのかなというふうにも思ったんですけど、やっぱり時間をかけて話し合いをしていただきたいので、あえて今年度、お伝えしたところ。ぜひ御検討のほう、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

以上で、昨日からの一般質問を終了いたします。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

## 日程第2. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第2、これより議案質疑を行います。

初めに、議案第48号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略をいたします。

説明を求めます。石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

議案書33ページをお願いいたします。



議案第48号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和5年9月1日。うきは市長高木典雄。

34ページをお願いいたします。

うきは市立公園条例の一部を改正する条例。うきは市立公園条例の一部を次のように改正する。新旧対照表は、23ページになります。

うきは市立公園条例、別表第2、第12条の使用料関係についてでございます。表中の行為の種類3段目になります。ホタルの里広場を指定管理者が管理する公園に改正をするものでございます。

現在、ホタルの里広場以外の市立公園では、市が受付等の管理を行っており、キャンプ等の利用については料金はかかっておりません。この改正により、キャンプサイトの予約受付、運営を含めて指定管理者が管理する場合には、別表第2の金額を上限として利用料金を設定していく予定でございます。市立公園の運用については、市または自治協議会等と運用、また民間事業者等による利活用など、子育て世代を含め市民サービスの向上につながるよう、公園の有効活用を引き続き検討していく予定でございます。

なお、34ページ下段、附則の、この条例は、令和5年10月1日から施行する予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

先日の全協の説明の中にもありましたけど、今度、指定管理をする百年公園につきましては、グランピングとか、その他いろんな遊具とか、指定管理者のほうで有料化してやるというふうな部分もあるというふうに説明を受けておりました。

今回の分については、キャンプの部分だけの料金設定になっておりますけど、ほかのそういった部分、特にグランピングなんかはちょっと豪華な施設としたいとかいうふうな説明もあったかと思っておりますけど、その辺のところについて、ほかの部分の料金設定は必要ないのか、そういったところもありましたら御説明お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 今、御質問がありました利用料金の関係でございます。

まず、この改定するものについては、現在、無料で実施をしております公園西側付近のキャンプサイトの部分にかかるもののみになります。あの区画で今、約10区画が準備できてキャンプ等に利用していただいているものでございます。なお、グランピング等の指定管理者が主体的に行

う事業については有料部分もございますので、その部分については指定管理者側の設定による金額で実施をしていくこととなります。

なお、プールにつきましても全員協議会でも御報告いたしましたように、夏休み期間中はこれまでどおり多くの方に無料で開放させていただいて、その他の期間については指定管理者が指定する料金で運営をしていくというふうなことになろうかと思えます。

なお、中央部分の公共エリア、いわゆる広い広場、あるいはキッズエリア等につきましては、これまでどおり無料で多くの方に御利用していただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 内容的には分かりましたけど、そうなった場合、例えばそういったグランピング施設にしても、当然、指定管理者が管理する公園に該当するのではないかなというふうに思います。だから、言葉のあやではございませんけど、そうなった場合は指定管理者の管理する範囲に入っておれば、そこら辺もう少し明確にしとったほうがいいんじゃないかなという気がしましたので、そのところを確認お願いしたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（石井 太君） 今後、本議会で御議決いただきましたならば、そういった部分については事業者との基本協定の中で整理をした上で、今後、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

1点目は、市内と市外の利用者の差が現行もなかったかなということだろうと思えますが、それについては考えられていないのか。

それから、また、せめて小・中学生までは無料でも、それこそ少子高齢化の問題を先ほど市長も答弁の中で述べられましたけれども、その辺の検討はされたのか。

以上2点です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） まず市内、市外の関係でございます。

全員協議会でも御報告いたしましたように、実はこのキャンプサイトの利用というのは、もう9割5分以上の方が市外の方の利用になってございます。現在の利用料金を設定しております小塩ホテルの里広場につきましても同様の取扱いをしておりますので、その点については市内外を問わず、同一料金で進めてまいりたいと思っております。

また、小学生以下の料金でございますけれども、こちらのほうの今回改定する金額は、あくまでも上限を設定しておるものでございます。現在、ホテルの里広場はネット等でも人気があるんですけれども、大人が500円、子供が100円ということの設定をしております。

今後、指定管理者等は、そういった料金も含めて指定管理者が設定をする金額を市が承認をしていくということになりますので、その辺りについてもできるだけ利用者の利便性が高まるような協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 夏休みに教育長が以前勤めてありました筑前町のプールに行きました。そこは小・中学生は無料です。大人は100円でした。そういうことを考えると、やはり市内の施設でありながら、割合的に人数が少ないのであればあるほど、ちっちゃな括弧でもいいんですけど、市内は無料ですとか、あるいは小・中学生もそうしてつたほうがこれからのうきは市に対する愛着も出てくるのではないかと思います、その辺を再検討する余地はありますか。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（石井 太君） 先ほども申しあげましたように、あくまでも今回は上限を設定するものでございますので、詳細については指定管理者と協議をさせていただければというふうに思っております。

ただ、現時点の考えといたしましては、先ほども申しあげましたように、相当数の市外の方から御利用していただいているというふうな状況も加味した上で、改めて指定管理者等と協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号うきは市立公園吉井百年公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 議案書16ページをお願いいたします。

議案第42号うきは市立公園吉井百年公園の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市立公園吉井百年公園。

指定管理者に指定する者、福岡県久留米市日吉町11番地1シャローリバー101、株式会社ノーブル。

指定する期間、令和5年10月1日から令和10年3月31日まで。

市では現在、既存の12あります市立公園について、存続する公園と廃止する公園及び整備する公園について検討を進めているところでございます。今回御提案します吉井百年公園については、整備していく公園としてテーマ型民間事業者提案制度を活用して、自然を生かした子育て世代向けの公園整備事業として募集を行ってきたところでございます。

募集につきましては、大きく4つ、1点目が公園利用者向けサービスの質の充実につながるもの、2点目が保護者と子供と一緒に楽しめる活動の場となるもの、3点目が子育て世代の保護者、子供同士の交流の場となるもの、4点目が地元主催イベントや学校行事等が開催可能となるものなどをテーマに、本年4月から募集を行い、1社からの御提案があり、5月25日、公募型プロポーザル審査会を実施し、株式会社ノーブルを優先交渉者としているところでございます。

提案については、キャンプ施設の整備のほか、キッズエリアとして木製遊具の整備や子供向けワークショップ、遊休施設を活用したアートなどの屋内向けワークショップ、また指定管理者の日中常駐などが提案をされております。整備内容につきましては、8月24日の議会全員協議会でも概略を御説明させていただいたところでございます。

また、市といたしましても公園を管理する者として中型遊具の整備、また明るいイメージとなるよう、樹木の伐採を行うなど、地元、福富自治協議会とも情報を共有しながら、利用していただく方に安全で安心して御利用いただけますよう、これからも努めていきたいと考えております。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤です。

全員協議会でも御説明をいただきましたので、その内容も十分加味した上で、まず3点お伺いをさせていただきます。

まず1点目が、今回、この指定管理者に指定をしたいという株式会社ノーブルについて、こういった公園の運営とか、そういった実績等があればお示しをいただきたいというのが1点目でございます。

2点目が、全員協議会のときに頂いたこちらのA3の資料の中で、事業スキームのところ、先ほど課長から説明があった福富地区の自治協議会、関係団体等というところの中に観光みらいづくり公社と、あと、うきは市商工会が入っているんですが、観光みらいづくり公社は何となく

理解ができるんですが、商工会はこの事業スキームの中でどのような役割を担うという認識の下でここに商工会が入ってるのかの御説明をいただきたいのが2点目でございます。

3点目は確認ですが、先ほどの御説明の中で、最終的には公募型のプロポーザルで1件の申出があつてということでしたが、このノーブルだけしかお申込みがなかったという認識でよろしいのか。

以上3点について、まずは伺います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 3点の御質問をいただいております。

1点目のノーブルのこれまでの実績ということでございますけれども、こういった公園、あるいはグランピング等の実績はノーブルにはございません。ただ、コロナ禍の中でこの事業者がそういったグランピング、あるいは家族での体験、そういったものを何とかこれからこの筑後地域でも広めていきたいという熱い思いの提案をいただいたところでございます。

それから、この事業者につきましては、国の事業採択も受けて実施をしていくというふうなことでございますので、併せて市のほうもその整備を一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから2点目の商工会につきましては、こういったせっかくの公園でございますので、商工会に加盟する方々のいろんな出店でありますとか、イベントでありますとか、そういった関係性を今まで以上にみらいづくり公社とともに連携をさせていただきながら、さらににぎやかな公園にできるようにしていきたいという思いで商工会もこの名簿に入れさせていただいております。

それから3点目が、応募につきましては、このノーブル1社でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、課長から答弁をいただいた部分で、最初の3点の質問については、内容は理解をすることができました。

その中で、ちょっと私の中でも思うことがありますので、これは課長にのみ答弁を求めるものではなく、市長をはじめとする執行部の皆さんで御一考いただきたいという思いで発言をさせていただきますが。

1点目の実績について、先ほどノーブルが過去の他の同様の実績がないということでありました。課長の答弁の中で、国の支援事業等も活用しながらということで、そういうスキームはちゃんと身につけられてる企業だというふうに認識をしますので、この会社がどうこうということは私の今回の発言で言うものではございませんが、何が申し上げたいかという、今回の公募型プロポーザルにしても、直近で6月議会で承認したのか、3月議会で承認したのか、少し忘れまし

たが、何らかの事業のときも、どこの担当部署か忘れましたが、すみません。公募1件、そして事業実績を尋ねたところ、これまで累計するような事業実績がない企業ですが、そこが1件、申し込んでいただいたので、そこにやっていただきたいと思うというような内容のものを最終的には承認したように思います。

何が申し上げたいかといいますと、公募型プロポーザル制度について、ぼちぼち市の執行部として少しお考えいただいたほうがいいんじゃないかと。要は、競争原理を基に様々な案を出していただいて、その中から一番適するもの、市民に有益なものを選ぶというのが公募型プロポーザル制度の本質ではないでしょうか。毎回、事業者が1社しかいないような公募型プロポーザルが、果たして公募型プロポーザルで選んだ事業者と呼べるのか。事前に様々な説明等もあって、なら引受けていいよというような形で公募型プロポーザルに参加されるような企業様もおられると思います。それが果たして先ほど申し上げたこの制度の本質に当たるのかどうかということも含めて、この事業のみならず、直近でそうした公募型プロポーザルへの参加企業が少な過ぎるということを今回は申し上げておきたいと思いますので、これは担当の建設課のみならず、市の各部署の皆さんで少し御一考いただいて、来ないからしようがないじゃないかではなくて、1社でも多く参加をいただくためにはどのようなアクションを起こせばいいとか、どのようなところに積極的にお声がけをすればいいのか、本市としてどのような企業に、できれば参加をいただきたいのかというようなことをしっかりとビジョンを持って公募型プロポーザルに取り組んでいただきたいということを、これは要望として申し述べておきたいと思います。

2点目、商工会について御説明いただきまして、趣旨については理解をさせていただきました。少し懸念をしておりますのは、昨日の一般質問で岩淵議員が中小企業振興条例について御質問をされた際に少し議論になったんですが、ともすると本市の中小事業者、商工事業者の皆さん、イコールうきは市商工会、もしくは会員の皆さんというように取られがちではないかというような趣旨の発言もあったと思います。そういった部分も含めて、やはり観光のことは全てみらいづくり公社、商工事業のことは全て商工会ということではありませんので、もう少し幅広に皆様にお声掛けをいただきたいというふうに思いますし、今回のここの部分の趣旨は十分に理解をしましたが、ともすると、そういうふうに本市の中でも見られることがあるということには十二分に御配慮をいただいた上で、幅広なお声掛けをいただきたいということを申し添えておきます。

すみません、先ほどの1点目の質問についての部分は以上になりますが、あと、先ほど課長のお話の中で、地元行事とか学校の行事とかもここでできるようなというような形のお話があったかと思いますが、メインがキャンプ場の整備というような感じになるんですが、学校行事、どのような形で生かされるような想定があるのか、もし具体案があればお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 1点目の関係に関してお答えをさせていただきたいと思います。

今回、公募に当たりまして、1社からしか応募がなかったということに関しては、市としても本当に残念に思っておるところです。やはり議員御指摘のように、競争原理が働いて、よりよいものを採択していくというのが公募の基本的な考え方になるということは、私たちも認識をしておるところです。

ただ、1社であったからということで、必ずしも採択するというふうには考えておりません。審査会の中で条件を満たす、この事業者であれば大丈夫だということで採択をさせていただいております。

今回のノーブルについても、そういった実績は確かにないんですが、ノウハウ不足を他の、もう具体的に示してある大阪府の株式会社グランシーズ、それから京都府にある株式会社にしがきといった企業からノウハウの提供を受けながら、国の事業再構築補助金のほうも確保できるというような条件もそろっておりましたので、採択をさせていただいたところでございます。

あと、幅広い声掛けを行ってほしいということについては、しっかり受け止めさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 3点目の学校、地域関係のことですけれども、私どもが想定しているのは、小学校の遠足でありますとか、地元保育園あたりのそういった屋外活動、あるいは地元の自治協議会を中心に行ってます柿大将百年公園桜まつりでありましたが、そういった地域行事、集落行事等については、これまでどおり実施をすること、加えてあそこに売店みたいなやつもあったりするのは、それはそれで地元としてもいいことなのかなと思ったりもしておるようなところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。3回目。

○議員（1番 権藤 英樹君） 丁寧にご説明いただきましたので、内容は十二分に理解をさせていただきました。

先に3点目については、かなり具体的に伝わってまいりましたので、とにもかくにも現状の百年公園が今、市民の方に無料で開放されて使われている、その今の利用されてるような方が引き続き使いやすく利用できるようであれば全く問題ないと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1点目の公室長から答弁をいただきました内容につきましても、十分に理解をさせていただき

ました。公室長の答弁の中で、具体的に実績のないノーブルについて少し深く、様々な企業からのノウハウ提供を受けて、しっかりとした後ろ盾があって、そういった今回の判断に至ったという判断経過をいただきましたので理解をできましたが、私たちもここで指定管理者としての議決を求められておりますので、特に類似の実績がなくて、なおかつ1社であるというような場合には、ぜひそういった事前に具体的に私たち議員にも理解ができるような資料や内容等を今後お示しただけであればというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点だけ確認をさせていただきます。

先ほど権藤議員の答弁の中にも、学校利用でとか、保育園のとか、あるいは地元の桜まつりとか出ましたが、自分も現職の時代、よくここを歓迎遠足とか別れ遠足で使っていたんですけど、どうしても日程がある程度集中しますので、この頂いた地図の中央部分だと、がっち合った場合、少し東側、西側に分かれようということをやっていたわけですけども、学校利用、保育所利用、地元利用については無償であるという理解で、確認でよろしいんですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） おっしゃるとおりでございます。無料でございます。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） この有料としているものについては、キャンプサイト、あるいは指定管理者が直営するグランピングが有料になります。公園に行く方は、基本的に全てお金はかからないということで御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号うきは市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いたします。

議案書の17ページを御覧ください。

議案第43号うきは市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和5年9月1日。うきは市長高木典雄。

続きまして、18ページを御覧ください。



この派遣手当等は、今回、発生しました大雨による災害の復旧に関連しまして、ほかの自治体からの職員派遣を要請しておりまして、うきは市に派遣され、かつ滞在する職員に対し、災害対策基本法等の規定に基づき支給するものでございます。

また、今回のみならず、災害が頻発する近年の情勢の中で、今後、万一、再度、暴風ですとか豪雨によります災害等が発生した場合にも活用できる制度でございます。

18ページに条例の条文を載せております。第1条で趣旨を挙げておりますが、災害派遣手当等としましたのは、災害対策基本法に規定されている災害派遣手当のほかに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、それから新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されている新型インフルエンザ等の緊急事態派遣手当並びに大規模災害からの復興に関する法律に規定する災害派遣手当の支給を含めていることからでございます。

これら各種災害手当等につきましては、多くの自治体の中で条例化する際に一括して上程する方法が取られております。

第2条では、手当の額と支給する要件を挙げております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年8月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先日の新聞に福岡県が今回の災害に対して朝倉市、久留米市、もう一つの自治体の名前があったんですけども、うきは市がなかったというふうに思いますが、それはこの手当の支給条例がなかったからでしょうか。それとも単に災害の規模とかを県が勘案したからでしょうか。若干ずれるところもありますが、関連しますのでお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 恐らくマスコミのほうで発表がございました件につきましては、福岡県の職員が各自治体のほうに派遣されるという下りではなかったかと思えます。

私どもも県、市長会、それから様々な県等をあつせんいただいているところでございますけれども、それ以外にも県内、それから県外、九州外の自治体からの派遣を含めて要請をしているところでございますので、福岡県の職員がうきは市に派遣がなかったという、今の状況では確かにそういう状況ではございますが、引き続きいろんな方法を通じまして派遣を要請していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） うきは市に派遣されなかった。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 先に総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 失礼しました。

この派遣手当がなかったからこういう派遣がなされないというものではございません。全く無関係でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2回目です。

じゃあ県が今回、派遣、今の時点でされなかった理由というのをうきは市のほうに説明というか、あってるんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 引き続きいろんな県、それから県内、県外を含めましたいろんな自治体のほうとあっせんを行っていただいている状況ではございますが、確かにいろんな自治体も派遣に出したいというお気持ちはあるようですが、やはりそれぞれの自治体の御事情があって、なかなか人数が全体的にやはり集まらないという状況はあるように伺っております。個別に、どういった状況で、人が来るんだよ、来ないんだよという説明は今のところ受けてない状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略をいたします。

説明を求めます。佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第44号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

次のページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、本案は子ども家庭庁の設置に伴い、関係法令の一部改正や関係省庁からの所管省の移管等が行われたため、その影響を受ける4つの条例について、関係条例の整理に関する条例を制定し、一括して改正を行うものです。

主な改正箇所について御説明いたします。

第1条、うきは市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。これは子ども・子育て支援法の条項が第72条から第76条まで削られ、第77条が繰り上がるため改正をするものです。

次に、第2条、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。これは法律事務の所管省の移管等により改正するものでございます。

次に、第3条うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容としましては、関連法である子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことにより、現行の第19条第1項が第19条と改正されたこと、学校教育法第25条に第2項と第3項が追加されたことにより、現行の第25条が第25条第1項と改正されたこと及び主務大臣、主務省令の変更により、関係条文の改正を行うものです。

次に、22ページになります。

下から3行目です。第4条うきは市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。これは法令事務所管省の移管等により改正するものです。

次のページをお願いいたします。

施行日は、公布の日からです。

また、この条例の新旧対照表につきましては、1ページ目から14ページ目までになります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 議案書24ページをお願いいたします。

議案第45号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

次のページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、関係条例の整理に関する条例を制定し、一括して改正を行うものです。

第1条、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容としましては、保育所や認定こども園での送迎バスの置き去り事案などの重大事故が相次いだことを受け、安全計画の策定やバスの送迎時の利用者の所在の確認、見落とし防止措置の設置の義務化に関する規定の追加、感染症及び食中毒の予防、まん延防止に必要な措置を明文化する条文の改正を行うものです。

次に、26ページになります。

第2条、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、安全計画の策定等の義務、バスの送迎での利用者の所在の確認、感染症や非常災害時における支援提供を継続的に実施するため、業務継続計画策定等の努力義務を定める改正を行うものです。

27ページをお願いいたします。

中段になります。施行日は、公布の日からです。

また、この条例の新旧対照表につきましては、15ページから19ページまでになります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

25ページのほうの条文で書かれている家庭的保育事業というのは、全ての保育所やら、そういったのが該当するのか。ちょっとそここの説明をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） まず家庭的保育事業について御説明いたします。

家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業で、受入れ児童の年齢もゼロ歳から2歳児を対象にお預かりするものです。また、市町村が認可を行います。市内には対象施設はございません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略をします。

説明を求めます。佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第46号民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

次のページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、民法等の一部を改正する法律施行により、民法第822条の懲戒に関する規定が見直されたことにより、関係する2つの条例について関係条例の整理に関する条例を制定し、一括して改正を行うものです。改正内容につきましては、それぞれの基準から懲戒関係規定を削除するものです。

第1条、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。第13条削除。

次に、第2条、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。第26条削除。

施行日は、公布の日からです。

また、この条例の新旧対照表につきましては、20ページから21ページまでになります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号うきは市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略をします。

説明を求めます。手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

議案書 31 ページをお願いいたします。

議案第 47 号うきは市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例の制定についてです。

32 ページをお開きください。

うきは市総合交流ターミナル条例の一部を次のように改正し、別表の備考以外の部分を次のように改めるものです。別表につきましては、お手元の資料のとおりです。4つの施設について項目ごとに利用料金を定めるものです。

総合交流ターミナルとは、道の駅うきはの施設のうち、市が整備した施設を総称するものでございます。条例第 2 条は、利用料金に関する項目で、第 1 項では、市長は利用料金を別表により定め、利用者から徴収すると規定をしております。

詳細につきましては、新旧対照表の 22 ページをお開きください。

新旧対照表で、今回ここに 1 つの項目を追加するとともに、既存の項目 1 項目を削除するものでございます。

追加する項目は、左側、改正案のウキハコの項目でございます。ウキハコの利用につきましては、これまで体験研修室に包括をし、利用料を徴収してまいりましたが、利用料金 B に規定をします営利目的での利用につきましては、原則認めない規定となっております。ウキハコの利用につきましては、隣接地に民間のホテルが先月末、開業し、ホテルの利用者を含め、今後さらなる活用が見込まれますことから、別表に新たに項目を追加し、営利目的での利用につきましても対応をしていくものでございます。

また、削除する項目としまして、右側の現行の 3 行目に記載がありますふれあい広場を抹消するものでございます。ふれあい広場とは、もともと道の駅の物産館東側に広がっていた広場をふれあい広場と呼んでおりましたが、この広場は従業員用の事務所等が建てられ、その後、出荷者のバーコード室のほか、贈答品を発送できる売場などが建てられ、さらには駐車場の一角に電気自動車用の EV スタンドも設置されたことから、現在は広場としての利用が困難な状況となっており、今後も広場の利用は見込まれないため、この項目を別表より削除させていただくものです。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13 番、野鶴議員。

○議員（13 番 野鶴 修君） 13 番、野鶴です。

ちょっと 1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回、総合交流ターミナル条例ということですが、総合交流ターミナル、ウキハコが

入っていたのかどうか。以前、総合交流ターミナルにはウキハコ入ってなかったと思うんですけど、今回、それを入れるということも含めての改正なのかというのが1点お尋ねしたいと思います。

それともう1点、ふれあい広場がなくなってるのはもう周知の事実でありますけど、それ以外にも体験研修室がまだ既存で残っておりますけど、実際問題として体験研修室がまだ体験研修室として利用されているのか。以前は倉庫になっておりましたけど、その辺のところの整理はどういうふうになっておるのか確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 2点、御質問いただきました。

まず、ウキハコがどうなっていたのかという御質問でございます。

ウキハコにつきましては、平成30年4月から運用がなされてきているところでございます。これまでの間、施設については、条例上は一番上の項目でございます体験研修室の一部というくくりで運用をしておりました。先ほども申し上げましたとおり、今後、営利目的、利用料金Bでの運用が見込まれますことから、新たに体験研修室とは項目を異なるように設定をして、今回から運用していきたいと考えておるところでございます。

2点目の体験研修室の件でございます。

体験研修室につきましては、今、利用料金Aが運用にはなっておりますけれども、実態としましては、利用料金Aの取扱いはウキハコの分として取扱いを今までしてきた分が該当します。実際の体験研修室の利用の質問となりますと、今、刑務所の販売会というのを無償で使わせておるというのが利用実態として上がっておるのみでございます。実際の体験研修室としての利用料金の徴収は、昨年度はされてないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 後のほうの回答がちょっと理解しづらかったんですけど、私が言わんとするのは、ウキハコについては理解できましたので、今回、ウキハコについても総合交流ターミナル施設の一部として正式に入っておるというふうな理解かと思っております。

ただ、後のほうの体験研修室の関係ですけど、現実的に体験研修室、今、そういうふうな活用がされてないということであれば、また今後、そこを体験研修室として活用する見込みが、多分今の状況からいったら、ないんじゃないかなという気がしておりますので、そういったことを見越して正式にそこら辺も整理したほうがいいんじゃないかなというふうな意見です。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） ちょっと分かりにくい説明で申し訳ありませんでし

た。

今、体験研修室につきましては、刑務所の商品を販売する販売会みたいなものが実際、運用としては利用されておりますので、今後も引き続きそういった利用はされると思いますので、御意見を踏まえて、またこの条例のつくり方、策定も適宜考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで補正予算を除いては質疑を終了いたします。

次に、議案第36号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算案の質疑につきましては、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和5年度補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億8,374万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億480万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。令和5年9月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。歳出、2款1項袋野地区地上デジタル放送無線共聴施設予備設備整備業務委託料で1,427万8,000円を計上しております。袋野地区の地上デジタル放送を受信するための予備機器を整備することにしてありますが、部品の調達が年度内にできない



ことから、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為補正でございます。標記の6件を追加しております。

まず1件目は、税務地図情報システム保守点検委託料でございます。令和6年6月から11年5月までの5か年の委託契約を行うものでございまして、本年度中に業者選定を終えて準備をしていく必要があるために、期間は令和5年度から令和11年度まで、限度額は251万円を計上しております。

次に、税務地図情報システム借上料です。こちらも先ほど説明いたしました税務地図情報システムに係る経費でございまして、令和6年6月から11年5月までの5か年間、システムの借り上げを行うものでございます。本年度中に業者選定を行うことから、期間のほうは令和5年度から令和11年度まで、限度額は870万円を計上しております。

次に、吉井百年公園指定管理料でございます。今回、新たに吉井百年公園の管理を指定管理者に委託するものでございます。令和5年度途中から令和9年度末までの公園管理を委託するものでございまして、限度額は1,080万円を計上しております。

次に、つづら棚田交流センター指定管理料でございます。本年度末で期限が切れるつづら棚田交流センターの指定管理につきまして、令和6年度から8年度までの3か年の委託契約を今年度中に締結するものでございます。限度額は222万6,000円を計上しております。

次に、会計年度任用職員包括業務委託料でございます。こちらも今回新たな債務負担行為になりますが、会計年度任用職員を数多く抱えます教育委員会部局におきまして、その労務管理を民間企業へ包括的に委託するものでございます。本年度中に業者選定を行いまして、令和6年度から8年度までの期間で限度額は7億2,519万3,000円を計上しております。

最後に、災害援護資金利子補給補助金でございます。こちらも新たな債務負担行為になります。県が実施しております災害援護資金制度の1つに、災害により住居、家財の被害を受けた方に対して生活再建に必要な資金を貸付ける制度がございます。その利子の支払いにつきまして補給補助を受けることができるため、利払い期間の令和8年度から15年度までの間、貸付金の1%に相当する額を限度額として計上するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。変更分として2件計上しております。いずれも限度額を変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

まず上段の過疎対策事業は420万円増額いたしまして、限度額を2億5,400万円とするものでございます。下段の臨時財政対策債は78万2,000円を増額いたしまして、限度額を5,078万2,000円とするものでございます。

なお、こちらの詳細につきましては、歳入、22款の市債の中で説明をさせていただきます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） この案件については、幾つかそれぞれの常任委員会に付託されるだろうと思いますけれども、それに向けてちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

私が質問したいのは、7ページの債務負担行為のところになります。そのうちの会計年度任用職員包括業務委託料ということで、今回新たに出されている中身です。この金額の、まずは算定根拠について資料として提出いただけるかどうか、確認をしたいと思います。

それから、委託契約を実施することについての関係案件について、福岡県教育委員会や市の教育委員会及び学校関係、当然ながら当事者等もあります。それから、今回の債務負担行為ということで委託ということになりますと、校務関係も関係してくるだろうと思いますけど、その辺の意見聴取はどのように行われたのか確認をしたいと思います。

それから、委託までのスケジュール。例えば百年公園だと今回同時に委託の案件についても出されているわけですが、若干唐突なような気がしている中身で受けております。そういう意味では、さっき言いましたように、関係者の聴取も含めたどういうスケジュール感を持つてるのかを確認したいと思います。

4点目、資料で前回8月24日の全協の中で、対象となる95名というふうに書かれておりました。フルタイムと短時間勤務の人数について、所属、職種、その一覧を御提出いただけますか。資料として提出を求めたいと思いますが、お願いをしたいと思います。

それから5点目、対象の会計年度任用職員、現在、勤務されている職員の2024年、令和6年からになると思います。4月以降の処遇はどのように考えているのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長、答弁。

○総務課長（吉松 浩君） 今、5点質問を頂戴しました。

関係書類につきましては、今回、債務負担行為ということで御議決をいただきました際には、その後、プロポーザルで業者選定を行っていきたいと思っております。そういった観点もございしますので、どこまで資料を提供できるかというところ、内容を協議しまして、お示しできるものについてはお示しできたらと思っております。

それから、いろいろ県の教育委員会、それから私どもの法制担当、そういった部局との協議はどうかという御質問もございました。これにつきましては、今後、こういった業者選定を行う過程含めて、それからその先には丁寧な当事者の方々への説明、それからヒアリング等も行っ

ていきたいと思っております。そういった中で、本部局としても調整を行っていききたいと思っております。

それから、委託までのスケジュールでございますが、11月頃には、今後、業者選定のためのプロポーザルを実施いたしまして、その後、関係者への説明等を行っていくわけでございますが、その前に各部局でこういった職種の方々について、こういった業務量があるのか、そういった、どこまでを業者のほうに委託するのか、そういった辺りのヒアリングをつまびらかに現場に入っ  
て行っていききたいと思っておりますので、そういった業務量等も含めて、今後、細かく設定をしていききたいと。そうした上で業者選定のためのプロポーザルを行い、その後、内容について関係者に説明を行っていききたいと思っておりますのでございます。

フルタイム、短時間勤務等々の一覧表につきましても、どこまでお示しできるのか、そういう業者選定に関わる部分も出てくる可能性もございますので、内部で協議いたしまして、できる部分についてはお示しできたらと思っております。

現在、会計年度任用職員ということで勤務されてるの方々につきましての処遇についてでございますが、そういった方々には包括委託の業務の対象となりましたら、そちらのほうに移籍という形で移っていただくということになってこようかと思っておりますが、基本的には業務を委託する業者の考えも含まれてくるところもございますので、一概に100%とは言えないところはあ  
るかと思っております。現在のところでは、そういった判断でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そういう意味で言うと、今、御回答いただきましたけども、プロ  
ポーザルですということ、債務負担行為の算定根拠、ここに示されている7億2,500万  
円少しの金額ですけども。いずれにしても、項目とか、金額の明細は別として、どういう項目が  
この中に入って、この金額の概略が今まで従来の学校教育でつくってる、対象となってる範囲  
の中の、上がってるのか下がってるのかというか、どういうふうに設定されてるのが全く分か  
らない。がんと7億円の金額を債務負担行為しますよ、はい、そうですか、分かりました、ど  
うぞやってくださいというふうにはならないだろうと思うんですよ。そこはきちんと丁寧に説明  
する必要があると思う。そういう意味合いのものだと思っておりますので、どこまでお示しできるか  
分かりませんけれどもということじゃなくて、示さないといけないというふうに私は思っています。

それから、関係課の意見聴取は、これからヒアリングするというような中身ですよ。もうち  
よっと後で言いますけども、学校教育という現場の中も含めて、学校だけではないだろうと思  
います。ですけども、こういう委託業務ってそんなにあちこちで起きてる話じゃないと思うん  
ですよ。少なくとも公的な教育機関が契約先について民間に委託すると書いてあるんです。どの

ような委託先を想定してるのか。

さっきプロポーザルって言いましたけれども、11月頃に実施してということで、来年の4月から実施するって言うてるんです。極めて短期間で決めようとしてるんです。しかも所属、職種関係についてもまだ説明、それから対象となる方々の処遇についても定まっていない。公の機関がこの委託をすることによって、1年以下の契約だとしても、1年の契約、会計年度任用職員上限がありますけれども、更新しないということであれば、実質的な首切りになります。公の機関がそのような対応はやっぱり許されないだろうと思うんです。しかもその部門だけではない、全体に与える影響もあると思うんです。そのことも含めて真摯に対応していく必要があるだろうというふうに私は思います。

それで、追加の確認ですけれども、この委託について人材派遣なのか、請負契約なのか、業務委託契約なのかを、どういうふうに設定されてるのか確認をしたいと思います。

それから、特に学校現場ですけども、中心となる生徒、指導に当たる教員、各それぞれがあるわけですね。その現場に、部分業務の委託をするというのは極めて高度な委託契約です。何かの仕事を、業務を委託契約するのは違うの。そういう複合的な現場なの。その現場のリスク、そういうことについてどのよう想定されているのかお答えください。

それから3点目に、委託契約が、この会計年度任用職員を実施するに当たったそのときに、全国でもこの委託をしようかという動きがあったけれどやめた経緯があるんですよ。いわゆる偽装請負になるからです。もともと委託という業務自体は、法律上は請負の一部なんです。この問題点、偽装請負って何だということからすると、委託元が委託先に委託契約書の中でどういう項目を入れていくかということについて厳密にしていかないと、さっき言った学校という複合的な現場の中で直接、教員や学校の職員がその現場に入って、委託先の現場の人に対して指示命令はできないんです。そういった特性があるんです。だから学校現場ではなかなか難しい。そこに生徒という中心となる人たちがいるからです。

そういう意味では、極めて大切な、既に一部自治体で、例えば一部の事務を委託したときに、偽装請負としてそれを中止したところがあります。是正を勧告されたところもあります。その実態を御承知ですか。そのこともお答えください。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） まず、計算基礎の件につきましては、概略で申しますと基本給に、それから社会保険料等の保険料、それから各種手当等が含まれてまいります。やはりお示しできるものについては、きちんとお示ししたいと思っております。

それから、3つの御質問いただきましたが、委託の内容につきましては業務委託ということに

なってまいります。

それから、学校現場に対して非常に高度な業務委託になるのではというお話がございました。私もそういった点については十分に注視している中で、100%業務委託をするつもりはございません。やはり生徒さん方に影響のあるような部分、そういった部分につきましては十分に今後、吟味しながら、現場の意見等も聞きながら、やはり業務委託に向かないということがございましたら、それは業務委託の中から外していくということも選択肢として入れてまいります。そういったところで考えたいと思っております。

それから、偽装請負の件でございます。私もこの話を始めましたときに、この偽装請負という部分については十分に意識をしまして、どういった業務委託の方法があるかということこれまで協議をしてきたところでございます。先行する自治体の事例等を踏まえまして、視察等も踏まえまして、そういった偽装請負になってないかというようなところの確認も行ってきたところでございます。

期間が短いというお話もございました。そういった、一定、ほかの自治体でもそういう実績のあるような業者のお話も幾つか聞いておりますので、そういったところと十分に意思疎通しながら、混乱を招かないような方法で、今後は説明等を含めて行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今の最後のお答えの中で、ちょっとそういう意味で言うと、このプロポーザルで公募するに当たって、民間って書いてありましたけど、そもそも想定している可能性もあるなという気が、そういう意味ではしているんです。

こういう請負を、委託契約先というのはそんなにないと思うんです。お示しいただいた資料の中で、先行している自治体の事例がありました。ぜひそのところでの行われた、先ほど視察にも行ってきたということでおっしゃってるのであれば、その中身もきちんと提示してほしい。我々が納得できる中身にしないと。さっきも言いましたように、債務負担行為って金額だけの問題じゃなくて、そのプロセス、委託したとき、実施したときに問題点が生じる可能性がある、そういう契約内容になりますよ。さっき説明の中では、選択して委託する。業務の中身がどういう項目があるのか。我々がふだんにこうやって会話したりしていますけども、その中の項目を全部列挙して委託契約書に盛り込んで、ここは入れる、ここは入れない、その作業をするのに相当時間かかる。11月にプロポーザルすると言いますけれど、それは果たして本当にできるんですか。

その辺についてもぜひ、この場で結論出るわけではないんですけど、私と議員の皆さんが納得できる説明をしてほしい。そうじゃないと、今やっておられる方、確かに人が集まらない、そういった事情も含めてあると。それは何なのかということも、実を言うとどのように検討された

のか報告がないんです。

先日、5月に神戸の市長がマスコミに報道してる分がインターネットで出てました。それは会計年度任用職員の処遇の改善について記者会見をしてるところでした。こういう問題があって、今年はこのように賃金を上げますよということについて説明をするのがありました。基本的には処遇——会計年度任用職員の範囲というのは上位法で決められていますので、自治体がやれるところというのは給与だとか処遇の問題、幅があると思います。来年度からは勤勉手当も支給される、そういうふうに法律が通ってるはずなんです。そういう意味では処遇の改善は全国的にも課題になってる話なんです。

今年の春に会計年度任用職員の給与がどの程度上がったのかって、予算、私ども通しましたけれども、個別課題についてどういうふうになってるのかというのは詳しく分かりかねるところがあります。そういう意味で、きちんと説明責任があると思うし、処遇の改善について、うきは市としてどういうふうに改善してきたけれどこれができなかったという理由説明が前提になると思います。そこも十分に説明は不足してる。そのことを改めて申し上げたいというふうに思いますので、所見があったらお答えください。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 一般的には、全員協議会の中でもお話ししましたように、やはり処遇が単年度の契約であること、そういうことなどでやはり募集が、集まるのが少ない。それから途中で転職されるとか、そういった事例は聞いております。そういった中で、やはり集まりにくい状況がございまして、こういった形で包括的に業務委託するのが適切ではないかという判断をしたところでございます。

説明がなかなか足りないところはおわびしたいところでございますが、期間につきましてもそういった先行事例等々も含めまして、例えばほかの自治体で言いますと、12月議会で債務負担行為を上げてプロポーザルをやられてというところで、それはやはり期間的には非常に短かったのかなという。ただ、それでもやってる自治体もございます。ただ、私どもとしてはやはり丁寧な説明が必要かなというところは重々承知してるところでございますので、そういったところで今回、9月議会のほうに御提案させていただいたところでございます。引き続き、説明をきちんとできるような努力をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。

同じ部分についてなんですけれども、今、岩淵議員は学校教育の分野でのことを主におっしゃったかと思いますが、私が気にしているのは生涯学習分野で、専門性の高い方が会計年度任用職

員で働いてる方がたくさんおいでです。特に図書館の場合、正規の職員はお一人だけ。ほかの方は皆さん、会計年度任用職員だと思います。包括的に業務委託をされると、そういう専門性の高い方がそうでない方になりかねないという心配ですとか、もうそもそも専門性の高い方が会計年度任用職員で、こう言うのは失礼ですけども、低い賃金で頑張ってもらっちゃるといことも考えると、本来ならもっと待遇をしっかりと上げてやっていただくような、そんなことも考えていただきたいというようなことも思っております。

生涯学習分野での専門性の高い方がたくさんいらっしゃることを考えると、包括的にこんなふうに業務委託されるということは、ちょっとあまりに、プロポーザルの期間も短いし、内容も少し詳しく考えていただいたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今、専門分野でお仕事をしていただいている方々の話が出ました。私どももこういう包括的に業務を委託するということになりますと、いわゆる私どもがやってた仕事をお願いするわけですので、そこは混乱が起きないようにしてくださいよということと言える立場にあると思っております。

私ども、このタイミングでなかなかはっきりと言えないところはございますが、そういった混乱を招かない状況をつくってる、いわゆる先行した自治体の事例なんかを見ますと、かなりの方がそのまま引き続き雇用されているという状況を聞いております。8割、9割の方々はそういった引き続きの雇用ということで聞いておりますし、非常にその中でもやはり特殊な専門的な業務ということになりまして、業務委託に向かないという判断をしましたら、そういった方々については引き続き市のほうで会計年度任用職員ということで雇用してまいることにもなろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 全員協議会で頂いた資料の中に、任用者側から見た期待される効果、頂いた資料の2ページですけれども、上のほうに、任用及び労務管理業務の負担がなくなる。確かにそうでしょう。その部分をこの大きな金額で置き換えるということだと思います。

一方で、被用者側から見た期待される効果というところで、受託業者等での正規社員の道が開かれた場合、雇用がさらに安定することが期待できる。期待はできるでしょうけれども、専門職の方の場合、私がよく存じ上げてるのは、図書館の司書ですけれども、図書館を、会計年度任用職員ですから何年かで交代せざるを得ないというような事情があつて、何年かであちこちの図書館を回っておられます。そういう場合ですと、こういう業者に正規で雇われてしまうと、幾つかの限られた業務委託を受けてる自治体の図書館にしか——正規職員になれてもですよ、行けな

いというふうなことで、非常にこれは難しいことだと思いますので、この辺、しっかり御検討いただくようお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ありがとうございます。

私どもとしても、やはりいたずらに現場の混乱を招くつもりはございません。そういったところは、本人の御意思等も含めて丁寧に説明なり意見聴取をしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで予算書の質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 引き続きまして、補正予算書の33ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、職員数は変わらず、給与費のうちの職員手当につきまして386万円の増額でございます。内容としましては、11款1項4目並びに11款2項2目において予算計上しております災害派遣手当の金額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

暫時休憩します。1時より再開します。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは再開します。

早速、歳出のほうから入っていききたいと思います。

2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしく申し上げます。

補正予算書23ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費で21万2,000円の増額補正でございます。5節の災害補償費が21万2,000円、公務災害補償費でございます。公務上で発生しました会計年度任用職員の負傷に対する治療費等の支給について、本人へ支給するものでございます。

事案の概要につきまして説明させていただきます。



令和5年7月5日に市役所の西別館で実施しました市主催の乳幼児健診におきまして、保健課で雇用する会計年度任用職員が健康増進室で相談業務を行っておりました。その際、正座を続けておりましたために足がしびれ、その後、資料を取りに行くため立ち上がった際にバランスを崩し、その際に左足第5中足骨といたしまして、左足の甲側の骨でございます。こちらの骨折疑い及び左足の関節捻挫をしております。この事案につきまして、8月1日開催の公務災害補償等認定委員会、こちらでの慎重審議を経まして、8月4日付で公務災害に認定しておりますので、治療相当額を公務災害補償費として支払うものでございます。

なお、この補償費につきましては、全額、市が加入しております非常勤職員公務災害補償保険の対象となることで、この補償の保険金を同額として21款5項1目雑入で受入れることとしております。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、6目財産管理費443万1,000円の増額補正でございます。節といたしましては、22節償還金、利子及び割引料。旧浮羽老人ホーム組合精算額返還金でございます。久留米市との一部事務組合でありました旧浮羽老人ホーム組合の精算金といたしまして、平成29年度に久留米市から負担金を頂き、公共施設等整備基金に積み立てておりました。本年度、売却が完了し、処分費を精算したところ443万1,000円、久留米市への精算返還金が生じることになりましたので計上するものでございます。

なお、財産売払いに係る収入につきましては、今回、9月補正の予算要求段階でまだ入金に至っていなかったものですから、今回の補正予算では計上しておりません。12月補正に計上させていただく予定にしております。

続きまして、7目財政調整基金費4億9,731万円の増額補正でございます。令和4年度決算における実質収支額の2分の1以上の額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

なお、この積立金を加えました今年度の財政調整基金の基金額におきましては39億9,077万8,000円になる予定でございます。

以上でございます。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、11目は電子計算処理費でございます。12節は委託料が1,427万8,000円、袋野地区地上デジタル放送無線共聴施設予備設備整備業務委託料でございます。平成22年度に整備しました同地区の地上デジタル放送無線共聴施設につきまして老朽化が進んでおりますことから、耐災害性強化支援事業として予備機の調達業務を委託するものでございます。併せて明許繰越をお願いしております。

以上です。

○男女共同参画推進室長（木下 英樹君） 男女共同参画推進室長の木下です。

12目男女共同参画推進費の一般財源9万5,000円の増額です。区分が旅費の費用弁償と

なっております。これは会計年度任用職員が今年度採用したものが遠方だったために、予算時よりも旅費が不足するとの見込みから増額するものであります。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井です。

13目でございます。新エネルギー対策費、23節投資及び出資金、脱炭素施策推進組織出資金160万円の増額でございます。うきは市におきまして、令和4年度において環境省及び総務省の補助事業を活用して、うきは市における温室効果ガスの発生量、森林の吸収量などを調べ、また石油、石炭、電気等のエネルギー代金の市外流出を抑え、市民の地域振興に役立つ仕組み、マネジメント組織等が必要であることが見えてまいりました。これらの調査事業と並行して、テーマ型民間事業者提案制度を用いて脱炭素社会を目指した地域エネルギーマネジメント事業をテーマとして民間事業者からの提案を公募し、2グループ、7社からの提案を採用しております。

うきは市における脱炭素施策を推進するためには、推進母体となる組織が必要との認識から、民間事業者よりうきは地域の脱炭素社会づくりを担う会社の設立について提案を受けております。会社がどのような事業を行っていくかという意思決定の過程において、うきは市も意見できるように民間企業からの提案内容に賛同して、資本金1,000万円のうち、出資比率16%に当たる160万円を出資することとして補正予算をお願いするものです。詳細につきましては、8月4日の全員協議会で説明したとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二） 税務課でございます。

24ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費の委託料136万4,000円の増額補正です。

まず1点目は、森林環境税法対応に係るシステム改修業務委託料83万6,000円です。こちらは、令和6年度から市民税の均等割と併せて徴収することになりました森林環境税、その森林環境税を賦課し、管理するために基幹システムの改修をするものでございます。

続きまして、共通納税の税目拡大に伴うシステム改修業務委託料52万8,000円。こちらは、令和5年度から軽自動車税及び固定資産税に関しましては、共通納税統一QRコードを付して、共通納税に対応しております。この税目拡大としまして、令和6年度より国民健康保険税

及び住民税に対してもこのQRコードを付して共通納税に対応するための税目拡大のための改修委託料となります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。まず、福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

7目18節負担金、補助及び交付金489万2,000円の減額補正です。6月補正予算で市内の障がい福祉サービス事業所等に対し支援金を支給するために、障がい者福祉事業所等物価高騰対策支援金532万8,000円を計上させていただいておりました。その後、福岡県が6月補正で福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金、障がい者福祉サービス事業所関係です。を、支給することになりました。このため、県の対象外の施設のみに支給し、県の対象施設分を減額するものでございます。

説明は以上です。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課、末次でございます。

8目介護保険対策費1,705万6,000円の減額補正でございます。18節負担金、補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備等補助金125万4,000円でございます。これは全額、国の補助でございます。対象施設はグループホームひまわり3号館で、老朽化に伴う冷暖房の設備交換を行うものでございます。国庫補助金の内示が7月にあったため、今回の補正でお願いするものでございます。

その下の高齢者施設等物価高騰対策支援金は、6月補正で議決していただいておりますが、福岡県が支援金を給付することとなりました。県の支給対象事業所47事業所1,831万円分を減額するものでございます。

9目地域支援事業費、12節委託料113万8,000円の増額でございます。配付資料のほうで御説明をさせていただきます。御参照ください。

全て新規事業でございます。うきは市シルバー人材センターに委託するものでございます。

目的、事業内容、事業開始日は記載のとおりでございます。

表の縦軸は、上から事業名、対象者、内容、委託先、利用者負担金、委託料でございます。それから、訪問型サービスA事業委託料47万8,000円は、表の一番左の列で、1回当たり

1,420円、月8回、7人、6か月分が積算根拠でございます。生活支援サービス事業料委託料と家族介護認知症見守り事業委託料の33万円は、それぞれ1回当たり550円、月20回、5人、6か月分が積算根拠です。

昨年度からうきは市シルバー人材センターと軽度な生活支援サービスの提供について準備を進めていましたが、当初予算の段階では事業開始の見込みが立ちませんでした。7月になって、担い手の確保など事業開始の見込みができたことから、今回の補正で提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねします。

7款と8款でそれぞれ物価高騰対策支援金ということで福岡県の支給対象があったので、その対象外ということですが、執行された金額があるわけですが、その対象となった件数が何件なのかをちょっと確認したいというのが1点目です。

それから、そのまま国県に対して減額ということになっているわけですが、物価高騰対策支援金は、その財源を使って、例えば何かほかにはすることは現実的にはできないということなんでしょうか。要は、それだけ福岡県が手当するというので、最初想定したところよりも小さくて済んだわけで、その残ったお金を何か別の手だてに生かせるということは考えなかったのかどうか、ちょっと確認をしたいというふうに思います。

それと3点目に、これ、ちょっと教えていただきたいんです。1目の財源組替えのところと、9目のところの金額が同じ金額が出ているわけですが、財源組替えをされた113万8,000円、その他って書いてありますけど、これは何の財源だったのか確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の高齢者施設等物価高騰対策支援金についてでございますけれども、現在、執行はまだ実施しておりません。県の支給対象外の分が、市が支援する事業所が24事業所で、予算的には698万8,000円のところでしております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） ちょっと待って。（発言する者あり）8目あったから、7目のところの説明をと。ちょっと待ってください。佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の障がい者福祉事業所物価高騰対策支援金につきましても、現在、執行しておりません。

6月の補正のときの件数のうち、相談業務の関係の4件のみを残して全てを県のほうの事業に移行するものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 物価高騰対策の交付金のことにつきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

今回、県のほうが実施する事業の分を整理させていただきまして、減額補正をさせていただいております。この物価高騰対策の事業に関しましては、さきの6月補正におきまして2億998万3,000円の歳入予算を組みまして、本市における物価高騰対策事業を実施しております。事業を実施するに当たりまして、実際の予算執行額によりまして、この交付金を充てる額も変わってくるようになりますので、その辺りは今後の今、実施している物価高騰対策の執行状況具合を見て、もし国の、今、内示額のほうが出ておりますので、それに近いところで、それを下回らないようなところで実施をしてまいりたいというふうに思っておりますので、現在、当初予算等でほかの事業にも物価高騰対策に係る事業等がございますので、そういったところに充てるようなところで、次回の12月補正の中でその全体の事業費の執行状況を見ながら、また補正をさせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 3点目の財源組替えのところでございますけれども、今回、113万8,000円、9目の地域支援事業費のほうで新規事業にした分が地域支援事業交付金の人件費と財源を組み替えさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

5目民間保育所費1,132万円の増額補正でございます。こちらはコロナ禍において、電気、ガス料金、ガソリン等の高騰の影響を受けている保育所等に対し、運営に係る経費負担を軽減するため、福岡県が実施する新規事業を計上しております。

また、1件は6月補正で独自支援策としまして計上しておりましたが、県の新規事業と同様の事業のため減額するものでございます。

まず、1番目が、保育所等給食費補助金320万1,000円は、物価高騰による影響を受け

ている民間保育所の3園に対し、県の補助として前年度の食材費との差額に基本単価1,050円に利用定員数を乗じた額を上限に支給するものです。県の補助は2分の1となっております。なお、この事業は当初予算で市単費の予算、基本単価500円として計上していましたが、県が同様の補助を行うため、県の補助金を利用して支給を行うため基本単価も1,050円に変更を行っております。

2つ目、保育所等事業継続支援金32万円の減額は、6月補正で物価高騰に伴う独自支援策としまして計上してございましたが、県が同様の補助を行うため減額するものでございます。

一番最後が、保育所等光熱費支援事業費補助金843万9,000円は、光熱費高騰の影響を受けている民間の保育所3園に対しまして、県の補助として基本単価2,900円掛け利用定員数の6月分を上限に支給するものでございます。県の補助は2分の1となっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 27ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、19節扶助費100万円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害として、国が予防接種後、健康被害救済に認定された方に支給するものでございます。既に認定された2件と認定待ち3件の合計5件分を積算しております。新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害救済については、全額、国の負担でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に6款1項農業費の説明を求めます。高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくをお願いいたします。補正予算書28ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費5,673万1,000円の増額となります。内容につきましては、18節負担金、補助及び交付金5,673万1,000円でございます。

内訳といたしまして、一番上、上段から水田農業振興対策事業費補助金2,818万

1,000円、こちらにつきましては、産地品目であります大豆の生産向上や増産を目指す農業者を支援する事業で、今回、大豆コンバイン、トラクター等の導入費用の一部を支援するものでございます。国の補助率2分の1事業となっております。

続きまして、新規就農総合支援事業費補助金2,295万5,000円、こちらにつきましては、新規就農者の施設整備や機械導入等の初期投資に係る費用を一部支援する事業となります。今回、イチゴハウスの整備、トラクター購入等で4名の新規就農者から要望がっております。こちらにつきましては、国の補助率4分の3の事業となります。

続きまして、飼料等高騰対策支援事業費補助金280万円、こちらにつきましては、飼料の価格高騰に伴う畜産農家を支援するものでございます。現在、福岡県のほうが飼料代の上昇2分の1の支援を計画しておりますが、うきは市で上昇分の10%を上乗せする計画を立てているところでございます。

続きまして、みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金279万5,000円、こちらにつきましては、有機農業者指導員及び有機JAS検査員の育成支援費等を計画しております。こちらも国の事業になりますけれども、10分の10、定額補助となっております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。まず、都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

7款1項2目商工業振興費の18節負担金、補助及び交付金では、従業員への家賃補助支援補助金の840万円を計上しております。新たにうきは市に転入する事業所の従業員に対し家賃補助を行うものです。当初予算が不足するため、あと35人分の月上限額2万円の12月分をお願いするものです。

○建設課長（石井 太君） 4目公園費、建設課でございます。540万円の増額でございます。

12節委託料は、吉井百年公園の樹木、約50本及び低木で大きくなっておりますツツジ等の伐採を本年度行う予定でございます。

また、14節工事請負費につきましては340万円、こちらと同じく吉井百年公園に中型の遊具、小型の滑り台が2つついたような遊具、それから小さなお子様用の遊具等をこちらのほうで整備をしまいたいという予算でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課、石井です。

8款1項1目土木総務費の12節委託料では、後退道路によるセットバックの測量登記委託料の400万円を計上しております。今年度に入り、住宅等の新築による道路のセットバック件数が多くあり、当初予算分が不足するため、おおよそ追加で10件分をお願いするものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

補正予算書31ページになります。お開きください。

11款1項1目農地災害復旧費1億7,390万円の増額となります。

内訳としまして、12節委託料300万円、こちらにつきましては農地の災害査定設計委託料となります。

14節工事請負費8,190万円、農地の災害復旧工事費となります。

18節負担金、補助及び交付金8,700万円、こちらにつきましては被災園芸産地改植等支援事業費補助金となりますが、被災した農地の苗や生産資材費用、被災した果樹や茶、緑花木の改植等に係る費用の一部を支援する福岡県の事業になります。今、要望を取りまとめておりますけれども、これから取りまとめの上、福岡県へ申請していくところでございます。

21節補償、補填及び賠償金200万円、こちらにつきましては、復旧工事の際、立ち木や電柱等の移設等の補償費用となります。

11款1項2目農業用施設災害復旧費2億5,065万円の増額となります。

内訳としまして、12節委託料375万円、こちらにつきましては農道、農業用水路の災害査定設計委託料となります。



14節工事請負費8,440万円、こちらにつきましては農地の災害復旧工事費となります。

18節負担金、補助及び交付金1億6,050万円、こちらにつきましては農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金となりますけれども、こちらについても福岡県の事業となります。被災したハウスや果樹棚など改修、被災した機械の修繕、購入費等に係る費用の一部を支援する事業となります。こちらにつきましても要望を取りまとめの上、福岡県へ申請していくところでございます。

21節補償、補填及び賠償金200万円、復旧工事の際の、こちらもちち木、電柱等、移設等の補償費となります。

先日、補正で予算化させていただいた後に、被災箇所も増えてきておりますので、今回、増額の補正をさせていただくところでございます。

説明は以上でございます。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、4目です。災害復旧総務費でございます。

3節職員手当等が193万円でございます。今般の災害に伴い、ほかの自治体等から派遣される職員に対し、災害対策基本法等の規定に基づき支給される災害派遣手当等でございます。議案第43号で上程させていただいている条例に関連するものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1点だけお尋ねします。

1目と2目の両方とも14節の工事請負費、災害復旧工事費について、それぞれ何件ずつの見積りなのかお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 件数といたしまして、1目のほうが、農地関係が162件、2目農業用施設、水路、農道等が89件を予定しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

32ページをお願いいたします。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費2億7,000万円の増額でございます。

12節委託料は、災害査定に伴います金額の不足が見込まれるために1,000万円を増額するものです。なお、道路で4件、河川で6か所、計10件分でございます。

14節工事請負費2億5,500万円につきましては、道路で100か所、河川で64か所分の2億5,500万円になります。なお、初日に専決いただきましたものと合わせまして、道路で250か所3億1,000万円、河川で95か所3億6,600万円、工事費で現在6億7,600万円の公共関係の災害復旧を行う予定でございます。なお、まだ現在も新たな届出等もあっております。12月議会等の中で改めて詳細については説明をさせていただければと思っております。

21節500万円につきましては、工事に伴います立ち木、樹木等の補償費になります。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、2目は災害復旧総務費でございます。3節職員手当等が193万円でございます。先ほどの11款1項4目と同様、災害派遣手当等の予算の計上をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、歳入についての説明を求めます。高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、続きまして歳入について説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

11款1項1目普通交付税4億2,430万7,000円の増額補正でございます。令和5年度普通交付税額が49億3,430万7,000円で決定をされました。額の決定に伴いまして増額補正をするものでございます。

なお、前年度と対比をいたしますと8,002万7,000円の減、パーセンテージで言うと1.6%の減ということになっております。

続きまして、14ページでございます。

13款1項1目総務費分担金47万6,000円の増額補正でございますが、こちらの内容につきましては歳出の23ページ、袋野地区地上デジタル放送無線共聴施設予備設備整備業務委託料の受益者分担金でございます。

続きまして、15ページです。

15款1項4目保健衛生費国庫負担金100万円の増額補正は、歳出24ページ、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費分でございます。

続きまして、16ページでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金698万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,650万2,000円の減額でございます。こちらの対象となる事業といたしましては、歳出25ページ、障がい福祉事業所等物価高騰対策支援金、高齢者施設等物価高騰対策支援金、それから歳出の26ページ、保育所等事業継続支援金、保育所等光熱費支援事業費補助金、それから28ページ、飼料等高騰対策支援事業費補助金でございます。

それからもう一つ、無線システム普及支援事業費等補助金951万8,000円でございます。こちらのほうは、歳出の23ページ、袋野地区地上デジタル放送無線共聴施設予備設備整備事業委託料分でございます。

それから続きまして、2目民生費国庫補助金125万4,000円の増額補正でございます。こちらの内容につきましては、歳出25ページ、地域介護・福祉空間整備等補助金分でございます。

4目土木費国庫補助金200万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金でございます。歳出の30ページ、測量登記委託料分でございます。

続いて、17ページです。

16款2項2目民生費県補助金727万4,000円の増額補正です。内容は歳出26ページ、保育所等給食費補助金と保育所等光熱費支援事業費補助金分でございます。

4目農林水産業費県補助金3億143万1,000円の増額補正でございます。水田農業振興対策事業費補助金、新規就農総合支援事業費交付金、1つ飛びまして、みどりの食糧システム戦略緊急対策事業費補助金につきましては、歳出28ページの飼料等高騰対策支援事業費補助金を除く各事業に対する補助でございます。

農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金と被災園芸産地改植等支援事業費補助金は、歳出31ページ、18節、同名の補助金等の分でございます。

続きまして、18ページでございます。

18款1項2目指定寄附金106万円の増額補正につきましては、友好都市提携町であります北海道枝幸町様ほか2団体から災害見舞金の寄附を受けております。災害見舞金の寄附につきましては現在も頂いておりまして、これ以降の分につきましては、また12月補正で計上をさせていただく予定にしております。

続きまして、19ページです。

19款1項1目財政調整基金繰入金443万1,000円の増額補正です。歳出23ページ、旧浮羽老人ホーム組合精算額返還金分でございます。補正後の公共施設等整備基金からの繰入額

は5,343万1,000円となります。

続きまして、20ページでございます。

20款1項1目繰越金5億4,229万8,000円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

21ページです。

21款5項1目雑入21万2,000円の増額補正でございます。歳出23ページ公務災害補償費分でございます。

続きまして、22ページです。

22款1項市債、1目総務債420万円の増額補正です。過疎対策事業債420万円は、歳出の23ページの11目袋野地区地上デジタル放送無線共聴施設予備設備整備事業委託料分でございます。

10目臨時財政対策債78万2,000円の増額補正です。額の確定に伴い補正するものでございます。

歳入についての説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点だけ確認をお願いします。

18ページ、災害見舞金で106万円の補正がありましたが、枝幸町ほか2自治体でしたけれども、それぞれの自治体名と見舞金の金額の確認をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 今回計上させていただいておりますのは3団体でございまして、まず枝幸町より100万円、それから、うきは市議会より3万円、それから、西銀の浮羽地区OB会から1万590円ということで、ちょっと金額のほうは合計額と異なっておりますけれども、またこちらのほうにつきましては12月議会のほうで、現在、寄附を頂いている分もございまして、そちらのほうで調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

先ほど銀行名を西日本銀行というふうに申し上げましたけれども、福銀の浮羽地区OB会ということでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第36号の質疑を終わらせていただきます。

---

### 日程第3. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第3、議案の委員会付託を議題とさせていただきます。

実は午前中の補正予算の予算書の説明のうち、債務負担行為の関係、ちょっといろいろ事務局とも協議をしておりますので、一応今から申し上げることを御理解いただいた上で、後で調整を行いたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付しておるとおりでございます。議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後1時48分散会

---